



平成18年10月24日

各位

会社名 昭和ゴム株式会社
代表者名 取締役社長 山口 紀夫
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石
(TEL. 04 - 7131 - 0181)

臨時株主総会決議事項に関するお知らせ

本日(平成18年10月24日)開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案通り承認可決されました。

第2号議案

本件は、原案通り承認可決されました。変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 本会社の発行可能株式総数は、<u>32,660</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 本会社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>2. 本会社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>3. 本会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求を行う権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 本会社の発行可能株式総数は、<u>8,000</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 本会社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>2. 本会社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>3. 本会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求を行う権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>附 則</p> <p>1. <u>第5条及び第8条の効力発生日は本会社臨時株主総会の第1号議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。</u></p> <p>2. <u>本附則は前項の期間経過後これを削除する。</u></p>

2. 株式併合の今後の日程(予定)

平成18年10月25日(水)	株主併合に関する法定公告(株券提出公告)
平成18年10月26日(木)	株券提出開始日
平成18年12月1日(金)	株券提出締切日
平成18年11月27日(月)	株式売買停止開始日
平成18年11月30日(木)	株式売買停止最終日
平成18年12月1日(金)	株式併合の効力発生日
平成18年12月1日(金)	株式売買再開日

以上